

第18回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年11月21日(水) 午後4時00分から午後4時50分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員 (13名)

会長	15番	八木澤寛夫		
委員	3番	福田英一	4番	君島道夫
	5番	石塚英好	6番	阿久津正一
	7番	山口榮一	8番	佐藤喜久男
	9番	平久井順一	10番	大森克則
	11番	渡邊幸史	12番	町野位夫
	13番	齋藤典子	14番	渡邊浩正

4 欠席委員 1番 渡邊好雄 2番 鈴木英子

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に係る処分決定について
- (3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (4) 非農地証明願いに係る処分決定について
- (5) 非農地通知の決定について
- (6) 農用地利用集積計画に係る意見決定について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長 大谷津 敏美智

副主幹 高塩 康幸

主事 湯田 美貴

8 会議の概要

八木澤会長	本日は、ご苦労さまです。 本総会の出席委員は15名で定足数に達しておりますので会議は成立いたします。それでは、ただいまから第18回矢板市農業委員会総会を開催いたします。
議長 (八木澤会長)	これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題といたします。 会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。 (議長一任の声有り)
議長	ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。それでは、3番福田委員、12番町野委員を指名しますが、ご異議ありませんか。 (異議なしの声有り)
議長	異議なしと認め、3番福田委員、12番町野委員を議事録署名委員とします。 続いて、付議事件(2) 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による後の事業計画変更申請に係る処分決定について議題に供します。
議長	では、事務局の説明を求めます。
事務局長	(議案書により説明)
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは議案第1号について質疑意見等求めます。
8番佐藤委員	継承者が2名になったということですが、親子関係ですか。
事務局	父親と共有名義にしたいそうです。
8番佐藤委員	計画変更を必要とする事由の中で、登記簿上宅地の中に畑があったなっていますが住宅地の中に宅地があったということではよろしいんですか。
事務局	単純に登記簿上宅地となっているところが課税上は畑だったため法務局より転用許可の必要があると指摘を受けました。 事業計画自体に変更はないため、このような形をとりました。

議 長

佐藤委員よろしいでしょうか。
他になければ原案のとおり決定してよろしいかお諮り致します。

(異議なしの声有り)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件(3) 議案第2号から第6号 農地法第5条
第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。
では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。
次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報
告を、当番班第1班、班長9番 平久井委員にお願いします。

9番平久井委員

本日、午前10時から、委員3名、事務局3名の計6名で、農地法
5条5件、非農地証明が1件、非農地通知が12件の計18件の現
地調査を実施いたしました。詳細については、各当番委員が報告し
ます。何ら問題ないと見て参りましたので、ご審議の程をよろしく
お願いいたします。

議 長

現地調査の総括的な報告が終わりました。
次に議案第2号から第4号は関連がありますので一括して現地調査の
詳細な報告を、5番石塚委員にお願いいたします。

5番石塚委員

5番石塚です。現地案内図の1ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

申請の目的である工事用の資材置場や作業用地は、平坦で、7000
平方メートル程度の面積が必要であります。周辺でそれに合致する
用地は、本申請地しかないとのことであります。また、本申請は一時
転用であり、年度末には現況復帰し返却される予定とのことで、田に
ついては、来年度の作付けに影響がないものと推測され、何ら問題は
ないと思われませんが、皆様の慎重審議のほどよろしくお願いいたしま
す。

議 長

次に議案第5号の現地調査の詳細な報告を、7番山口委員にお願い
いたします。

7番山口委員

7番山口です。現地案内図の2ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

申請の目的は一般住宅の建設と言うことでして隣接する父親所有の宅地

から建築基準法第42条2項道路に接するかたちで建築確認をとる予定となっております。

建築敷地に使用する最低限の面積となっております。周辺農地への影響はないため転用許可はやむを得ないと見て参りました。

慎重審議をお願いいたします。

議 長

次に議案第6号の現地調査の詳細な報告を、5番石塚委員をお願いいたします。

5番石塚委員

5番石塚です。現地案内図の3ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

申請の目的は農業用施設で、乾燥ハウスや乳牛用畜舎の建設ということです。本申請は、国庫補助事業である「畜産担い手育成総合整備事業」として行われ、国と県の補助金を活用し、公益財団法人栃木県農業振興公社が建設することとなっております。また、建設した施設は、最終的に土地の所有者であり、山本牧場を経営する譲渡人に譲渡されることとなっております。

計画では、用地の高さは周辺農地より同等以下とし土砂等が流失しないようになっております。

また、糞尿等の処理は、乾燥ハウスへ運搬し、乾燥・発酵の後、圃場へ還元すること。また雨水は宅内浸透となっており、雑排水での隣接への影響はないものとなっており、更に隣接地主には転用の同意も得ております。

本申請は、農業経営をしていく上で必要不可欠な施設であり、何ら問題はないと思われませんが、皆様の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第2号から第6号について、質疑意見等を求めます。

8番佐藤委員

8番佐藤です。議案3号が売買となっておりますが。

事務局

間違いです。賃借です。申し訳ありません。

議 長

他にございますか。

なければ原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件(4) 議案第7号 非農地証明願いに係る処分決定

について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第7号の現地調査の詳細な報告を、7番山口委員にお願いします。

7番山口委員

7番山口です。現地案内図の4ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

本申請につきまして、70年以上前から現在の農家住宅と駐車場として使用しているとのことです。建物の登記簿において、最低でも昭和21年以前に建っていることが確認でき、周辺の農地も自分の農地であることから、他への影響もなく、何ら問題はないと思われませんが、皆様の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第7号について、質疑意見等を求めます。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件(5) 議案第8号から第19号 非農地通知の決定について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第8号の現地調査の詳細な報告を、7番山口委員にお願いします。

7番山口委員

7番山口です。現地案内図の5ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

本地につきまして、矢板市の都市計画上では、近接商業地域に指定され、人口密度が1㎥当たり4000人以上のDID地区となっております。半世紀以上に渡り農地として使用された形跡もなく、また、固定資産税は宅地で課税されております。そのことから、農地台帳に記載されるべきではないと判断し、非農地証明を発布すべきと考えますが、皆様の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

次に議案第9号の現地調査の詳細な報告を、9番平久井委員にお願いします。

9番平久井委員

9番平久井です。現地案内図の6ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

本地につきまして、矢板市の都市計画上では、第一種低層住居専用地域に指定されております。しばらく農地として使用された形跡もなく、また、固定資産税は宅雑種地で課税されております。そのことから、農地台帳に記載されるべきではないと判断し、非農地証明を発布すべきと考えますが、皆様の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

次に議案第10号の現地調査の詳細な報告を、9番平久井委員にお願いします。

9番平久井委員

9番平久井です。現地案内図の7ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

本地につきまして、矢板市の都市計画上では、第一種低層住居専用地域に指定されております。隣接宅地が昭和43年に転用され、同時期から農地として使用された形跡もなく、また、固定資産税は宅地で課税されております。

そのことから、農地台帳に記載されるべきではないと判断し、非農地証明を発布すべきと考えますが、皆様の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

次に議案第11号の現地調査の詳細な報告を、9番平久井委員にお願いします。

9番平久井委員

9番平久井です。現地案内図の7ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

本地につきまして、矢板市の都市計画上では、第一種低層住居専用地域に指定されております。隣接宅地が昭和48年に転用され、同時期から農地として使用された形跡もなく、また、固定資産税は宅地で課税されております。そのことから、農地台帳に記載されるべきではないと判断し、非農地証明を発布すべきと考えますが、皆様の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

次に議案第12号の現地調査の詳細な報告を、9番平久井委員にお願いします。

9番平久井委員

9番平久井です。現地案内図の7ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

本地につきまして、矢板市の都市計画上では、第一種低層住居専用地域に指定されております。隣接宅地が昭和43年に転用され、同時期から農地として使用された形跡もなく、また、固定資産税は宅地で課税されております。

そのことから、農地台帳に記載されるべきではないと判断し、非農地証明を發布すべきと考えますが、皆様の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

次に議案第13号の現地調査の詳細な報告を、9番平久井委員にお願いします。

9番平久井委員

9番平久井です。現地案内図の7ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

本地につきまして、矢板市の都市計画上では、第一種低層住居専用地域に指定されております。接続された宅地が平成9年に非農地証明を出したため、最低でも昭和52年以前から転用されており、同時期から農地として使用された形跡もなく、また、固定資産税は宅地で課税されております。そのことから、農地台帳に記載されるべきではないと判断し、非農地証明を發布すべきと考えますが、皆様の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

次に議案第14号の現地調査の詳細な報告を、9番平久井委員にお願いします。

9番平久井委員

9番平久井です。現地案内図の7ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

本地につきまして、矢板市の都市計画上では、近接商業地域に指定されております。接続された宅地が昭和44年に転用され、同時期から農地として使用された形跡もなく、また、固定資産税は宅地で課税されております。

そのことから、農地台帳に記載されるべきではないと判断し、非農地証明を發布すべきと考えますが、皆様の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

次に議案第15号の現地調査の詳細な報告を、5番石塚委員にお願いします。

5番石塚委員

5番石塚です。現地案内図の8ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

本地につきまして、矢板市の都市計画上では、第一種住居地域に指定されております。接続された宅地が昭和45年に転用され、同時期か

ら農地として使用された形跡もなく、また、固定資産税は宅地で課税されております。そのことから、農地台帳に記載されるべきではないと判断し、非農地証明を発布すべきと考えますが、皆様の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

次に議案第16号の現地調査の詳細な報告を、5番石塚委員にお願いします。

5番石塚委員

5番石塚です。現地案内図の8ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

本地につきまして、矢板市の都市計画上では、第一種住居地域に指定されております。接続された宅地が昭和62年に転用され、同時期から農地として使用された形跡もなく、また、固定資産税は宅地で課税されております。そのことから、農地台帳に記載されるべきではないと判断し、非農地証明を発布すべきと考えますが、皆様の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

次に議案第17号の現地調査の詳細な報告を、7番山口委員にお願いします。

7番山口委員

7番山口です。現地案内図の9ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

本地につきまして、矢板市の都市計画上では、第一種住居地域に指定されております。接続された宅地は半世紀以上使用され、同時期から農地として使用された形跡もなく、また、固定資産税は宅地で課税されております。そのことから、農地台帳に記載されるべきではないと判断し、非農地証明を発布すべきと考えますが、皆様の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

次に議案第18号の現地調査の詳細な報告を、7番山口委員にお願いします。

7番山口委員

7番山口です。現地案内図の9ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

本地につきまして、矢板市の都市計画上では、第一種住居地域に指定されております。接続された宅地は半世紀以上使用され、同時期から農地として使用された形跡もなく、また、固定資産税は宅地で課税されております。そのことから、農地台帳に記載されるべきではないと判断し、非農地証明を発布すべきと考えますが、皆様の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

次に議案第19号の現地調査の詳細な報告を、7番山口委員にお願いします。

7番山口委員

7番山口です。現地案内図の10ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

本地につきまして、他の非農地通知とは違い、所有者本人より、非農地通知の申し出がありました。

本人からは、「非農家であるため、農地として維持できない。ずっと原野の状況が続いているため、地目変更したい」との話がありました。また、農業委員会が行っている遊休農地のパトロールである「農地利用状況調査」においても「遊休が解消されない農地」として認識しておりました。すでに周辺は宅地化され、農業振興地域の農用地に指定もされていないなど、優良農地とは言い難く、今後もこの状況が続くことが予想されるため、農地台帳に記載されるべきではないと判断し、非農地証明を発布もやむを得ないと考えますが、皆様の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第8号から第19号について、質疑意見等を求めます。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

続いて、付議事件(6)議案第20号から第22号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。

議 長

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第20号から第22号について、質疑・意見等を求めます。

8番佐藤委員

議案番号20の方は何か事業を受けるのか分かりませんが、親子関係でもあるにはかかわらずお金をとるのですか。

事務局

補助事業については確認を取っていませんが、何か受けるのだと思います。賃借料の方は確認したところ親子間でも取るそうです。

議 長

佐藤委員よろしいでしょうか。

他にございますか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

議 長

以上で、本日の審議事項を終了することができました。

それでは以上を持ちまして、第18回農業委員会総会を閉会いたします。

皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長

八 永澤寛夫

議事録署名委員

福 田 英 一

議事録署名委員

所 野 位 夫